

平成 19 年 5 月 31 日

内閣官房副長官補室（警察担当） 御中

全国銀行協会

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に対する意見について

今般、標記指針案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」に係る脚注（1 頁）
（意見）当該脚注については、後半の行為要件で記載していただきたい。
（理由）暴力団、暴力団関係企業、総会屋は警察からの情報等により特定可能であるが、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団という情報はなく、属性要件として把握するのは困難である。
2. 「反社会勢力であるとの疑いが生じた場合」（2 「(2)平素からの対応」の 3 つ目）
（意見）反社会的勢力との関係を持たないことは重要であり、各行ともに関係を持たないよう取り組んでいるが、反社会的勢力であるとの疑いが生じただけで、速やかに関係を解消するというのは実務的に困難な面があるので、「反社会的勢力であると判明した場合は、速やかに関係を解消する」としていただきたい。
3. 暴力団排除条項の導入（2 「(2)平素からの対応」の 4 つ目）
（意見）暴力団排除条項は、反社会的勢力との取引を排除するにあたっての抑止力効果はあると考えられるが、その導入にあたっては、同時期に実施する等、関係業界が一丸となって取組むことが肝要と考えられる。その際、反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築も併行して実施する必要がある。
（理由）取引の拒絶の対応が区々となり、かえって顧客との取引に混乱をきたすおそれがある。
4. 反社会的勢力の情報を集約したデータベースの構築（2 「(2)平素からの対応」の 5 つ目）
（意見）反社会的勢力への対応については、現在各行で取り組んでいるが、保有する情報は区々であるため、データベースに情報を提供するにあたっては、反社会的勢力

の情報に関する定義・範囲を明確にする必要があるとともに、警察による情報精査が必要である。また、銀行が提供する情報だけでは限定されるので、データベースの構築にあたっては、暴力追放運動推進センター等の外部情報を定期的に提供していただきたい。

以 上